

誘発した場合には、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

1. (カート走行中)

- ① 必ずシートに座り、手すりに掴まって下さい。
- ② カートから身体、衣服、用具（特にゴルフクラブ）等がはみ出さないよう留意して下さい。
- ③ 走行中の乗降りは危険ですから、おやめ下さい。

2. (歩行中)

- ① カートセンサーは人や物に反応しない場合があります。後方から来るカートには十分注意して下さい。
- ② カートはリモコンで遠隔操作されますので、カートの前後には立たないで下さい。
- ③ カート道路の歩行は避けて下さい。又直前の横断は避けて下さい。

3. (キャディ付きの場合)

- ① カートの操作はキャディがします。絶対に操作しないで下さい。
- ② カートの走行装置（電源、キー等）に手を触れないで下さい。

4. (セルフの場合)

- ① 利用者は、リモコン、発進／停止ボタン以外の装置には絶対に触れないで下さい。
- ② カートの先送りは、自分の見える範囲までとし、次のティグランドまでは送らないで下さい。
- ③ カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着座したことを確認のうえ発車して下さい。
- ④ カートは、斜面その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には停車させないで下さい。

(プレー終了後のクラブ確認)

第13条 プレー終了後は、クラブを点検し本数を確認し、伝票に確認のサインをして下さい。なお、確認後のクラブの不足、欠陥について当クラブは責任を負いません。

(宅配便)

第14条 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、コンペ賞品のお取次はしますが、お取次中の品物について紛失、損傷等の責任は一切負いません。

(忘れ物)

第15条 忘れ物の保管期限は発見日より6ヶ月とし、その間に自己の所有物であることを証明されたときはその方に引き渡すものとします。また、保管期限を過ぎたものは処分させていただきます。

(約款違背の責任)

第16条 当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。

1. 利用者が本約款に違背して第三者に傷害や損害を与えた場合。
2. 利用者が本約款に違背して自ら傷害や損害の被害を受けた場合。

(施設に損害を与えた場合)

第17条 利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場、車両等に損害を与えた場合は、その損害について賠償していただきます。

(持込み禁止)

第18条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

1. ペット類などの動物。
2. 騒音・悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 著しく高価な貴重品等。

6. その他法令で所持を禁止されているもの。

(行為の禁止)

第 19 条 下記の行為をお断りします。

1. 賭博（とばく）その他の風紀を乱す行為。
2. 当ゴルフ場が許可をしていない物品販売、宣伝広告等の行為。
3. プレーヤー以外のコース内への立ち入り。(ただし、当クラブが認めた場合を除く)
4. コース、レストランでの携帯電話の使用並びに所定の場所以外での携帯電話の使用。
5. 入墨（タトー）のある方・泥酔の方・他人に感染の恐れのある病気の方の入浴。
6. その他、他人の迷惑となる又は不快な行為。

(会員の責任)

第 20 条 会員は同伴又は紹介したビジターの一切の行為と諸支払について当クラブ及びゴルフ場に対し連帯責任を負っていただきます。

第 21 条 その他本約款の定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものと致します。

(個人情報の取扱い)

- 第 22 条
1. 当ゴルフ場は予約時点で電話・ファックス・電子メール等で頂いた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名頂きました個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。
 2. 当ゴルフ場では、ご予約およびご利用頂いたお客様に対して、当ゴルフ場のイベント情報、営業案内などを郵便、ファックス又は電子メールでご案内する場合があります。

(附 則)

第 23 条 本約款は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。